

公示資料②

豆腐・納豆コスト指標作成等事業業務規程

(名称)

第1条 この団体は、豆腐・納豆コスト指標作成協議会（以下「本団体」という。）という。

(事務所)

第2条 本団体の所在地は会長が所属する団体の所在地等に定める。

(目的)

第3条 この業務規程は、本団体が行う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第42条第1項各号に掲げる指標作成等業務（以下「コスト指標作成等事業」という。）に関する基本的な事項を定め、もってその事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業運営の基本方針)

第4条 本団体は、この事業の公共的重要性に鑑み、農林水産省その他の関係機関との緊密な連絡のもとに、この事業を能率的かつ効率的に運営するものとする。

(事業の内容)

第5条 本団体は、コスト指標作成等事業として、次の業務を行う。

- 一 豆腐及び納豆の事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表
- 二 豆腐及び納豆の持続的な供給の必要性及び前号に規定する指標に対する事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報の提供
- 三 前2号に掲げる業務に付帯する業務

(構成員)

第6条 本団体の構成員は、下記のとおりとする。

- 一般社団法人日本豆腐協会
- 一般財団法人全国豆腐連合会
- 全国納豆協同組合連合会

(入会)

第7条 本団体の構成員となろうとする者は、総会の承認を得なければならない。

(脱退)

第8条 構成員は、やむを得ない事由がある場合に限り、総会の承認を得て脱退することができる。

(除名)

第9条 構成員が本規約に違反し、又は本団体の目的若しくは信用を著しく損なう行為を行った場合には、総会の議決により当該構成員を除名することができる。

(総会)

第10条 総会は、本団体の最高意思決定機関とし、全構成員をもって構成する。

(総会の種類)

第11条 本団体の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後、一定期間内に開催する。

3 臨時総会は、第18条に規定する代表機関が必要と認めたとき、又は構成員の過半数から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第12条 総会は、代表機関が招集する。

2 総会を招集する場合には、開催日時、場所及び議題を示して、原則として開催日の14日前までに構成員に通知する。

(総会の議長)

第13条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の成立)

第14条 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第15条 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(書面・代理・Web出席)

第16条 構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人により議決権を行使することができる。

2 前項の場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

3 総会は、Web会議システムその他の方法により開催することができる。

(議決事項)

第17条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- 一 事業計画及び事業報告
- 二 業務規程の改正
- 三 代表機関の選任及び交代
- 四 諸規程の制定及び改廃
- 五 その他本団体の運営に関する重要事項

(代表機関)

第18条 本団体には、業務を統括する代表機関を置く。

- 2 代表機関は、構成員の互選により選任し、その任期は4年とする。
- 3 代表機関は、4年ごとに交代するものとし、構成員間の持ち回り方式とする。
- 4 代表機関は、本団体を代表し、総会の決議に基づき業務を執行する。
- 5 代表機関は、当該機関に属する個人1名を会長として指名するとともに本団体に通知する。

(コスト指標作成等委員会)

第19条 本団体に、豆腐・納豆コスト指標作成等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 豆腐及び納豆のコスト指標作成等事業に係る品目別の詳細を検討するため、委員会に豆腐分科会及び納豆分科会（以下「分科会」という。）を設置する。
- 3 本団体の会長は、豆腐及び納豆の原料となる大豆の生産並びに製造、卸売並びに小売の各段階を代表すると認められる団体が推薦する者から委員会の委員を任命する。
- 4 本団体の会長は、附則第2項の規定にかかわらず、豆腐及び納豆の消費者を代表すると認められる団体が推薦する者並びに豆腐及び納豆の原料となる大豆の生産並びに豆腐及び納豆の製造、流通並びに販売に専門的知見を有すると認められる者から委員会の委員を任命することができる。
- 5 本団体の会長は、豆腐及び納豆の原料となる大豆の生産並びに製造、卸売、小売並びに消費の各段階を代表すると認められる団体が推薦する者並びに豆腐及び納豆の製造、流通並びに販売に専門的知見を有すると認められる者から分科会の委員を任命することができる。
- 6 本団体の役職員を事務局員とする委員会及び分科会の事務局を本団体の代表機関に設置するとともに、事務局は委員会及び分科会に参加する。
- 7 委員会及び分科会の議長は、委員会及び分科会の委員の互選により選出する。
- 8 分科会では、品目別の製造段階のコスト指標の作成方法（コスト指標の作成の基礎となるデータであって、毎年度取得することができないものについての推定方法を含む。以下同じ。）について議論する。
- 9 委員会では、それぞれの分科会の議論結果を踏まえて次に掲げる事項を審議する。
 - 一 豆腐及び納豆のコスト指標の作成方法
 - 二 前号により作成された毎年度の豆腐及び納豆のコスト指標の妥当性
 - 三 豆腐及び納豆の持続的な供給の必要性並びに豆腐及び納豆のコスト指標に対する事業者等、一般消費

者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報の提供方策

四 その他コスト指標作成等事業の運営に係る重要事項

- 10 委員会は前項第1号及び第2号の事項を審議する場合は、豆腐及び納豆の原料となる大豆の生産並びに製造、卸売並びに小売のうち2以上の段階についてそれぞれ各段階を代表すると認められる団体から推薦された委員が参加しなければ開くことができない。
- 11 会長が認める者は、委員会及び分科会にオブザーバーとして参加することができる。

(委員の任期)

- 第20条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）のうち最終のものに関する定時総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、辞任又は任期満了後において、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第29条で定めるいずれかの段階を欠くこととなる場合には、後任者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

(Web 会議及び代理出席)

- 第21条 委員は、Web 会議システム等（Web 会議、電話会議その他の出席者が一同に会すると同等の相互に十分な議論を行うことができる方法による出席をいう。）により出席することができる。
- 2 委員は、委員会及び分科会に代理を出席させることができる。代理が出席した場合、委員が出席したものとみなす。

(有識者等の招致)

- 第22条 委員は、議長の許可を得て委員会に有識者等を招致し、意見を述べさせることができる。
- 2 有識者の招致に必要な費用は、原則として当該有識者を招致した委員を推薦した団体が負担する。

(委員の報酬等)

- 第23条 委員は、無報酬とする。
- 2 会議の出席に必要な旅費は、必要に応じてそれぞれの委員を推薦した団体が負担するものとする。
 - 3 前2項の規定に依り難い特別な事情があると認められる場合は、支給財源が確保されているときに限り、会長は委員に報酬及び旅費を支給することができる。この場合、原則として、報酬の額は会長が個別に定め、旅費は原則として実費とする。

(委員会及び分科会の招集)

- 第24条 委員会及び分科会の招集は、会長が行う。

(コスト指標の作成方法等)

- 第25条 委員会では、豆腐及び納豆のコスト指標の作成方法等（コスト指標の作成方法及びコスト指標に対する事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報の提供に関する方法をいう。以下同じ。）について協議し、合意形成を図る。
- 2 各段階におけるコスト指標の作成方法については、各段階を代表すると認められる団体が原案を作成し、委員会において説明を行う。一つの段階を代表すると認められる団体が複数ある場合は、当該複数団体の間で調整を行う。
 - 3 コスト指標の作成の基礎となるデータは、国のコスト調査、公的物価統計等を活用することを基本とする。補完調査が必要な場合には、適宜、調査を実施する。
 - 4 コスト指標の作成方法等を変更しようとするときは、前3項の規定を準用する。
 - 5 委員会で合意されたコスト指標の作成方法等については、法第42条第2項の申請書に添付して農林水産省に提出する。

(コスト指標の作成)

- 第26条 前条の規定により委員会で合意された豆腐及び納豆のコスト指標の作成方法に基づき、各段階を代表すると認められる団体は、毎年度の当該段階に係る豆腐及び納豆のコスト指標について、公的統計を使用する又は各団体が既存業務の中で把握しているデータ及び国のコスト調査等を活用して必要な資料作成を行い、事務局に提出するとともに、委員会で説明を行う。
- 2 事務局は、各段階を代表すると認められる団体から提出された段階ごとの豆腐及び納豆のコスト指標を集計し、委員会に提出する。
 - 3 委員会では、分科会の議論を経て、提出された豆腐及び納豆のコスト指標の妥当性を審議する。

(コスト指標の公表等)

- 第27条 委員会が前条の規定により委員会に提出された豆腐及び納豆のコスト指標を妥当と認めた場合は、本団体は、当該コスト指標を公表する。
- 2 前項の公表に当たって本団体は、事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報を併せて提供するものとする。

(議事録の作成)

- 第28条 委員会及び分科会の議事については、議事録を作成する。

(秘密保持義務)

- 第29条 委員、本団体の役職員その他のコスト指標作成等事業に関与する者又はこれらの者であった者（次項において「関係者」と総称する。）は、コスト指標作成等事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 本団体は、関係者に対し、前項の趣旨の徹底に努めるものとする。

(委員会運営細則)

第30条 前11条に定める他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の審議を経て、会長が別に定める。

(会計)

第31条 本団体の会計については、別途、会計規程を設ける。

(構成員の負担の原則)

第32条 本団体の運営に要する費用については、構成員が平等に負担することを原則とする。

2 具体的な負担方法及び金額については、総会の議決により定める。

(その他)

第33条 この業務規程の変更は、総会の承認を得て行う。

2 この業務規程の実施に必要な事項（第30条の委員会運営細則を除く。）については、会長が別に定めることができる。

附 則

1 この業務規程は、令和8年5月22日から施行する。ただし、豆腐及び納豆のコスト指標の作成、公表は本団体が法第42条第1項の規定に基づく認定を受けたのちに実施する。

2 委員会及び分科会の委員は、以下の団体の役職員または会員から任命するものとする。

全国農業協同組合連合会

一般社団法人日本豆腐協会

一般財団法人全国豆腐連合会

全国納豆協同組合連合会

一般社団法人日本加工食品卸協会

一般社団法人日本スーパーマーケット協会

一般社団法人全国スーパーマーケット協会

日本チェーンストア協会

3 この業務規程施行当初の委員の任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、令和8年度の定時総会終結のときまでとする。

豆腐・納豆コスト指標作成等委員会運営細則

(令和 8 年 5 月 22 日制定)

(目的)

第 1 条 豆腐・納豆コスト指標作成等委員会（以下「委員会」という。）の運営については、豆腐・納豆コスト指標作成等事業業務規程（以下「規程」という。）に規定するもののほか、規程第 30 条に基づき、この運営細則の定めるところによる。

(議長)

第 2 条 委員から互選された議長は、委員会及び分科会の議事を運営し、会務を代表する。

2 議長の任期は、当該委員の任期終了までとする。

3 議長は個人として委員から互選されており、規程第 24 条第 2 項の規定により議長である委員が代理を出席させた場合は、改めて委員から議長を互選する。その場合の議長の任期は当該委員会のみとする。

(傍聴)

第 3 条 会議は非公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれなく、かつ特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがないと委員全員が認める場合には、議長は、傍聴者について全委員に諮った上で問題がないと認められる者に傍聴を認めることができる。

2 議長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事要旨)

第 4 条 公正かつ中立な会議運営に支障を及ぼすおそれなく、かつ特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがないと委員全員が認めた場合には、議事要旨及び会議資料の全部または一部を本団体ホームページ上で公表することができるものとする。

(オブザーバー)

第 5 条 オブザーバーは議長の求めに応じて委員会及び分科会において報告又は意見を述べるものとする。

(議事)

第 6 条 委員会及び分科会は規程に定めるほか、全委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会及び分科会の議事は、会議に出席した議長を除く委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則

1 この運営細則は、令和8年5月22日から施行する。

豆腐・納豆コスト指標作成協議会 会計規程

令和8年5月22日 制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本規程は、豆腐・納豆コスト指標作成協議会(以下「本団体」という。)の会計業務について、豆腐・納豆コスト指標作成等事業業務規程(以下「業務規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本規程は、本団体の会計処理に関する基準を明確にし、業務の適正かつ効率的な運営並びに財務の透明性を確保することを目的とする。

(会計原則)

第3条 本団体の会計は、次に掲げる原則に従って行わなければならない。

- (1) 会計処理の内容を真実かつ明瞭に表示すること
- (2) すべての取引について、正確な記帳及び整理を行うこと
- (3) 会計処理の方法及び手続を正当な理由なく変更しないこと

(会計年度)

第4条 本団体の会計年度は、業務規程に定める事業年度によるものとする。

2 当該会計年度に係る出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖するものとする。

(構成員の負担の原則)

第5条 本団体の運営に要する費用については、構成員が平等に負担することを原則とする。

2 具体的な負担方法及び金額については、総会の議決により定める。

第2章 会計体制

(会計責任者)

第6条 本団体の会計責任者は、業務規程に定める代表機関の長とする。

(経理統括責任者)

第7条 団体の会計事務を統括するため、代表機関に経理統括責任者を置く。

2 経理統括責任者は、代表機関の指定する者をもって充てる。

(口座の管理)

第8条 本団体の会計に係る資金は、代表機関が管理する専用の銀行口座により管理するものとする。

第3章 帳簿及び伝票

(帳簿)

第9条 経理統括責任者は、取引の内容、金額、相手方、取引年月日、支払年月日等を記載した帳簿を作成し、適切に管理しなければならない。

(会計伝票)

第10条 本団体におけるすべての取引は、会計伝票に基づいて処理するものとする。

- (1) 会計伝票の種類及び様式は、代表機関が別に定める。
- (2) 会計伝票は、証憑書類に基づいて作成し、これらを併せて保存するものとする。

(帳簿書類の保存)

第11条 会計帳簿、会計伝票その他会計関係書類の保存期間は、原則として10年間とする。

2 保存期間経過後に廃棄する場合には、個人情報及び機密情報の保護に十分配慮し、復元不能な方法により行うものとする。

第4章 予算

(予算の編成)

第12条 代表機関は、毎事業年度開始前に当該年度の予算案を作成し、総会の承認を得なければならない。

(予算の執行)

第13条 予算の執行に当たっては、経理統括責任者の確認を受けるものとする。

2 予算は、その定められた目的以外に使用してはならない。

第5章 出納及び経費

(出納管理)

第14条 金銭の出納及び保管は、厳正かつ確実に行い、常に残高を明確にしなければならない。

(支払方法)

第15条 支払は、原則として金融機関への振込により行うものとする。

(旅費及び交通費)

第16条 構成員が本団体の業務に関連して支出する旅費、交通費その他これに類する経費については、当該構成員が定める旅費規程その他の内部規程を尊重するものとする。

(立替経費)

第17条 構成員が本団体の業務のために立替払いを行った経費のうち、本団体が負担すべきものについては、代表機関がその都度認めたものに限り精算することができる。

2 立替経費として認められる範囲及び取扱いは、必要に応じて随時見直すものとする。

第6章 決算

(決算)

第18条 経理統括責任者は、事業年度終了後速やかに会計記録を整理し、次に掲げる書類を作成するものとする。

- (1) 収支計算書
- (2) 財産目録

(決算の承認)

第19条 代表機関は、前条の書類を総会に提出し、その承認をもって当該事業年度の決算を確定する。

第7章 雑則

(規程の改廃)

第20条 本規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

(補則)

第21条 本規程に定めるもののほか、会計処理に関し必要な事項は、代表機関が別に定める。

附則

本規程は、令和8年5月22日から施行する。